

資本市場及び金融業の基盤強化のための  
金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱

資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、英文開示の対象、銀行等の業務範囲及び特定融資枠契約の借主の範囲をそれぞれ拡大するとともに、投資運用業の規制を緩和するほか、公認会計士に関する制度を見直す等の措置を講ずる必要がある。このため、金融商品取引法その他の関係法律の整備を行うこととする。

一 金融商品取引法の一部改正（第1条関係）

1. 開示制度等の見直し

(1) 新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）に係る開示制度等の整備

① 「引受人」の定義に、有価証券の募集等に際し、新株予約権証券の取得者が行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をする者を追加するとともに、有価証券の引受けに関する所要の規定を整備することとする。

（金融商品取引法第2条第6項、第21条第4項、第28条第7項関係）

② 募集の対象となる新株予約権証券が金融商品取引所に上場されている、又はその発行後、遅滞なく上場されることが予定されていること、及び、当該新株予約権証券について有価証券届出書等の提出がなされた旨その他一定の事項を当該提出を行った後、遅滞なく、日刊新聞紙に掲載すること、という要件を満たした場合には、目論見書の作成・交付を必要としないこととする。

（金融商品取引法第13条第1項、第15条第2項関係）

③ 新株予約権のうち会社法第277条の規定により割り当てられるものであって、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものについて、その行使を公開買付規制の適用対象とできるようにすることとする。

（金融商品取引法第27条の2第1項関係）

④ 新株予約権無償割当てについての決定を内部者取引に係る重要事実に追加することとする。

（金融商品取引法第166条第2項関係）

(2) 英文開示の範囲拡大

① 届出書を提出しなければならない外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがない場合には、届出書の提出に代えて、有価証券の募集又は売出しに関する事項を記載した書類及び外国において開示が行われている有価証券

届出書等に類する書類であって英語で記載されているものを提出することができることとする。この場合、当該英語で記載された書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものの要約の翻訳文等を添付しなければならないこととする。

(金融商品取引法第5条第6項～第9項、第7条、第9条、第10条関係)

- ② 有価証券報告書を提出しなければならない外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがない場合には、臨時報告書に代えて、臨時報告書に記載すべき内容で英語で記載されているものを提出することができることとする。

(金融商品取引法第24条の5関係)

- (3) 発行登録制度における目論見書の交付義務の免除

発行登録を行った有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならない事項(発行価格等を除く。)並びに発行価格等を公表する旨及び公表の方法を記載した書類をあらかじめ交付し、かつ、当該方法により当該発行価格等が公表されたときは、当該書類を目論見書とみなし、当該発行価格等の公表を目論見書の交付とみなすこととする。

(金融商品取引法第23条の12第7項関係)

2. 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

投資助言・代理業の登録拒否事由に金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者を追加することとする。

(金融商品取引法第29条の4第1項関係)

3. 投資運用業の規制の緩和

- (1) 投資運用業の登録要件の緩和

適格投資家向け投資運用業(投資運用業のうち、全ての運用財産に係る権利者が適格投資家のみであって、その総額が一定の金額を超えないもの)について、投資運用業の登録要件を一部緩和することとする。

- (2) 有価証券の取得勧誘に係る業規制の緩和

適格投資家向け投資運用業を行う者が、適格投資家を相手方として行う、自己が運用する投資信託等に係る有価証券の私募の取扱いを行う業務等に関する業規制の特例を定めることとする。

(金融商品取引法第29条の5関係)

4. 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

- (1) 無登録業者による表示・勧誘行為の禁止

無登録業者が、金融商品取引業を行う旨の表示をすること、及び、金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約の締結について勧誘をすることを禁止することとする。（金融商品取引法第 31 条の 3 の 2 関係）

(2) 無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果

無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とすることとする。（金融商品取引法第 171 条の 2 関係）

(3) 無登録業者に対する罰則の引上げ

無登録業者等に対する法定刑を、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれらの併科から、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこれらの併科に引き上げるとともに、法人に対して行為者よりも重課（5 億円以下の罰金）することとする。（金融商品取引法第 197 条の 2、第 207 条関係）

5. 外国投資運用業者に関する特例の見直し

外国投資運用業者が投資運用業についての登録を受けずに、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者）を相手方として投資運用業を行うことを認める特例の適用範囲を、当該外国投資運用業者が投資助言・代理業についての登録を受けた場合に拡大することとする。（金融商品取引法第 61 条関係）

6. 金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合の届出事項の追加  
金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合の届出事項の追加を可能とすることとする。（金融商品取引法第 63 条の 3 関係）

7. 審判対象である事実、法令適用及び課徴金額等に関する規定の見直し

審判手続開始の基礎となった事実、法令の適用及び課徴金額等の変更を被審人の利益を害さない限り、可能となるようにすることとする。

（金融商品取引法第 181 条関係）

8. 裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大

裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為が行われ、又は行われようとする地を追加することとする。

（金融商品取引法第 192 条第 3 項関係）

9. 会計の専門家の活用等

特定発行者に対して、公認会計士及び企業財務会計士その他の会計の専門家の活用を通じて、経理に関する知識及び能力の維持向上を図り、財務計算に関する書類等の情報の適正性の確保に係る努力義務を課すとともに、有価証券届出書及び有価証券報告書等の書類に、会計の専門家の活用の状況に関する事項の記載を

求めることとする。

(金融商品取引法第 193 条の 4 関係)

#### 10. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 二 無尽業法の一部改正 (第 2 条関係)

銀行法の銀行等の決算公告の免除に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

### 三 農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法及び農林中央金庫法の一部改正 (第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条～第 10 条、第 15 条関係)

銀行法の業務範囲の拡大に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

### 四 公認会計士法の一部改正 (第 4 条関係)

#### 1. 公認会計士の試験制度の見直し

##### (1) 公認会計士試験の免除期間等の見直し

① 短答式による試験に合格した者に対し、同試験を 1 年間免除することとする一方、一定の実務に従事していると認められるときは、免除期間を 7 年を超えない範囲内で政令で定める期間まで延長することとする。

② 会計専門職大学院の課程に在学中に、短答式試験のうち企業法の科目について一定の成績を得て学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年間、一定の実務に従事している場合には学位を授与された日から 7 年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間、短答式による試験における企業法の科目を免除することとする。

③ 論文式試験の科目合格者に対し、同科目の試験を 1 年間免除する一方、一定の実務に従事していると認められるときは、免除期間を短答式による試験に係る合格発表の日から起算して 7 年を超えない範囲内で政令で定める期間まで延長することとする。

(公認会計士法第 8 条～第 10 条関係)

##### (2) 実務研修及び考査

① 内閣総理大臣は、公認会計士試験に合格した者が、実務研修終了後、考査

に合格したときは、その旨を確認することとする。

② 内閣総理大臣は、認定を受けた実務研修団体に実務研修を行わせるものとし、実務研修が基準に照らして適当でないと認めるときは、必要な指示をすることができることとする。

③ 内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に考査を行わせるものとし、考査が基準に照らして適当でないと認めるときは、必要な指示をすることができることとする。

(公認会計士法第 16 条関係)

## 2. 公認会計士の資格要件の見直し

### (1) 資格制度の見直し

① 公認会計士となるための資格要件の業務補助等の期間を 3 年以上とすることとする。

② 公認会計士となるための資格要件に、大学等を卒業した者と同等以上の一般の学力の保有を追加することとする。

(公認会計士法第 3 条関係)

### (2) 業務補助等の対象の追加

一定の会計専門職大学院の修業年限の 2 分の 1 に相当する期間を業務補助等の期間として算入することを認めることとする。

(公認会計士法第 15 条関係)

### (3) 登録抹消事由の見直し

日本公認会計士協会は、公認会計士が 2 年以上継続して所在不明であるときは、公認会計士の登録を抹消することができることとする。

(公認会計士法第 21 条関係)

## 3. 企業財務会計士の資格制度の創設

### (1) 業務

企業財務会計士は、財務書類の調製、財務に関する調査・立案・相談及び監査業務の補助を行うことができることとする。

(公認会計士法第 34 条の 67 関係)

### (2) 資格要件

公認会計士試験に合格した者であって、実務従事等の期間が 2 年以上である者は、企業財務会計士となる資格を有することとする。

(公認会計士法第 34 条の 68 関係)

(3) 実務従事等

実務従事等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、財務に関する監査・分析等に従事した期間、監査業務の補助をした期間等を通算した期間及び会計専門職大学院の修業年限に相当する期間とすることとする。

(公認会計士法第 34 条の 70 関係)

(4) 登録の義務

企業財務会計士となる資格を有する者が企業財務会計士となるには、日本公認会計士協会に備える企業財務会計士名簿に登録を受けなければならないこととする。

(公認会計士法第 34 条の 71 関係)

(5) 日本公認会計士協会への加入

企業財務会計士は、日本公認会計士協会の会員となり、登録を抹消されたときは、日本公認会計士協会を退会することとする。

(公認会計士法第 46 条の 2 関係)

(6) 名称の使用制限

企業財務会計士でない者は、企業財務会計士の名称又は企業財務会計士と誤認させるような名称を使用してはならないこととする。

(公認会計士法第 48 条関係)

4. 審判対象である事実、法令適用及び課徴金額等に関する規定の見直し

審判手続開始の基礎となった事実、法令の適用及び課徴金額等の変更を可能とすることとする。

(公認会計士法第 34 条の 43 関係)

5. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

五 投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正 (第 7 条関係)

1. 特定資産の価格調査に係る規制の見直し

不動産の取得又は譲渡が行われたときに、その価格について、鑑定評価及び第三者による価格調査を二重に義務付けることを廃止し、第三者による鑑定評価義務に一本化することとする。

(投資信託及び投資法人に関する法律第 11 条、第 201 条関係)

2. その他

金融商品取引法の裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大に係る改正等に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

## 六 銀行法の一部改正（第 11 条関係）

### 1. 業務範囲の拡大

ファイナンス・リース取引及び同取引の代理・媒介業務を銀行業の付随業務に追加することとする。  
(銀行法第 10 条第 2 項関係)

### 2. 銀行等の決算公告の免除

有価証券報告書を提出しなければならない銀行及び銀行持株会社については、決算公告を免除することとする。

(銀行法第 20 条第 7 項、第 52 条の 28 第 6 項関係)

## 七 保険業法の一部改正（第 12 条関係）

### 1. 業務範囲の拡大

ファイナンス・リース取引及び同取引の代理・媒介業務を保険会社の付随業務に追加することとする。  
(保険業法第 98 条第 1 項関係)

### 2. 保険会社の業務の代理・事務の代行の規制の見直し

保険会社の子会社その他当該保険会社と内閣府令で定める密接な関係を有する者の業務の代理・事務の代行について、届出制とすることとする。

(保険業法第 98 条第 2 項ただし書関係)

## 八 資産の流動化に関する法律の一部改正（第 13 条関係）

### 1. 資産流動化計画の変更届出義務の緩和

資産流動化計画の軽微な変更について、届出義務を免除することとする。

(資産の流動化に関する法律第 9 条第 1 項、第 227 条第 1 項関係)

### 2. 資産の取得及び資金調達に係る規制の見直し

#### (1) 従たる特定資産の信託設定義務等の免除

不動産等に付随して用いられる軽微な特定資産について、信託設定義務等を免除することとする。

(資産の流動化に関する法律第 4 条第 3 項、第 200 条関係)

#### (2) 特定資産の価格調査に係る規制の見直し

取得する不動産の価格について、鑑定評価及び第三者による価格調査を二重

に義務付けることを廃止し、第三者による鑑定評価義務に一本化することとする。  
(資産の流動化に関する法律第 40 条第 1 項、第 122 条第 1 項関係)

(3) 特定資産の譲渡人による重要事項の告知義務の廃止

特定資産の譲渡人による特定目的会社に対する重要事項の告知義務を廃止することとする。  
(資産の流動化に関する法律第 199 条関係)

(4) 資金の借入れに係る規制の見直し

特定目的会社の資金の借入れについて、特定目的借入れの用途制限の撤廃等を行うこととする。  
(資産の流動化に関する法律第 210 条、第 211 条関係)

3. 資産流動化の応用スキームの促進

特定目的信託における社債的受益権(あらかじめ定められた金額の分配を受けられる種類の受益権)の発行要件について、他の種類の受益権の発行義務の廃止等を行うこととする。  
(資産の流動化に関する法律第 230 条第 1 項関係)

4. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

九 特定融資枠契約に関する法律の一部改正(第 14 条関係)

特定融資枠契約の適用対象に以下の法人類型等を追加することとする。

- ① 純資産 10 億円超の株式会社
- ② 大会社等の子会社
- ③ 純資産の額が 10 億円を超える者等に相当する外国会社
- ④ 金融機関(証券会社・貸金業者等)
- ⑤ 資産流動化のための合同会社

(特定融資枠契約に関する法律第 2 条関係)

十 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

- ① 無登録業者に対する罰則の引上げに係る規定 公布の日から起算して 20 日を経過した日
- ② 無登録業者による表示・勧誘行為の禁止、無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果、審判対象である事実、法令適用及び課徴金額等に関する規



定の見直し、裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大、銀行等の決算公告の免除、保険会社の業務の代理・事務の代行の規制の見直し、資産の流動化に関する規制の見直し等に係る規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

- ③ 公認会計士に関する制度の見直しに係る規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第1条関係)

## 2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 金融商品取引法等の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。